

ID: 220

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	施設使用料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第21号		
【根拠条文】 (施設使用料等の返還) 第12条 既に納入した施設使用料及び附属設備等使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の還付) 第9条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。 (1) 使用者の責任でない事由により使用することができないときは、使用料の全額を還付する。 (2) 使用の取消しを申し出て認められたときは、使用日の14日前までにあつては使用料の全額を、使用日の13日前から前日までにあつては使用料の5割に相当する額を還付する。 2 前項の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に、使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第5条第2項に定める方法により、使用許可の申請をしたものについては、この限りでない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日